

受 理 番 号	陳情第 2 号
件 名	「教育勅語」排除失効決議の弊害及び「民主主義」 ^{せん} 殲滅 ^つ に付き議 する事について
要 旨	神武^{けんこく}建國^の之大詔 上ハ則^{すなわ}チ乾^{あまつかみくに}靈國ヲ授ケタマフノ徳ニ答ヘ 下ハ則^{すなわ}チ皇孫^{こうそんせい}正ヲ養フノ心^{ひろ}ヲ弘メ 然^{しか}ル後^{りくごう}六合ヲ兼^もネテ以ッテ都ヲ開キ 八紘^{はっこう}ヲ掩^{おお}ウテ宇^{いえ}トナサンコト亦^{また}可カラズヤ 大日本帝国は、昭和 2 0 年の終戦以来、伝統や文化や日本語及び 習慣までもが否定を強制されその弊害は日々拡大し今日の家族崩壊 や社会混乱を招来している。 その顕著なるは、政治及び行政に加え教育や生活全般に道徳が失 われ信義が失われ正義が失われ無秩序犯罪闘争社会を形成し絶対悪 である民主主義や共産主義の延命を構成している。 何故かような社会が建設されたのか。 大日本帝国の「教育勅語」が、占領軍 G H Q の強制と命令により いわゆる憲法で否定（前文及び第 9 8 条）されたからである。 教育勅語には、人間として尊守すべき徳目（父母ニ孝ニ兄弟ニ友 ニ夫婦相和シ朋友相信ジ）が掲げられている。 それをいわゆる憲法で否定し国会で排除・失効決議（昭和 2 3 年 6 月 1 9 日）されるるに及び青少年の墮落・大人の腐敗は、因果応 報である。 この重大な民族への背信及び攻撃は、是正排除し民主主義を否定 して民族自決主義を蘇生復活しなければならない。 占領洗脳の呪縛いまだ生息するここ広島においては、国の先駆け となり解き放たれるべく「民主主義否定」につきかっ達なる議論が 行われいわゆる占領民主主義の撲滅・共産主義のせん滅を実現しも って広島市教育行政において教育勅語復活の益をなさんことを議す よう陳情する。 アナ タフトシナ 大勅語 ミコトノ趣旨ヲ 心ニ刻ミテ 露モソムカジ 朝夕ニ アナ タフトシナ 大勅語